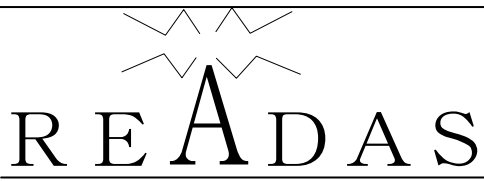


第 5923 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月27日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 交際費課税

Q：交際費は、法人税では全額損金にならないようですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

「交際費」というのは、取引先との親睦を深め、その歓心を買うことによって取引関係の円滑化を図り、ひいては収益の拡大をはかることを目的として支出するものですから、企業会計では、当然に費用として取り扱われます。

しかし、法人税では、交際費等の中には冗費的支出も多いことから、その支出を抑制し資本蓄積を促進するため、交際費等に一定の限度額を設け、その限度額を超える金額については損金の額に算入しないこととされています。

つまり、法人税では営業活動に必要な交際費等を支出したとしても、全額が損金にはならず、その支出した交際費等に対しても税金が課されることになっているのです。

これを交際費課税といますが、交際費等のうち接待飲食費（一定事項が記載された飲食費）の額の半分までは損金として認められ、（期末資本金の額が1億円以下の中小法人については、年8百万円の定額控除限度額までを損金として認める方法との選択適用）その額を超える部分の金額については、損金に算入されないこととなっています。

